



建設リサイクル法の届出は電子申請をご利用ください

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)第10条に基づく届出は従来の窓口・郵送による他、「岡山市電子申請サービス」による提出が可能になりました。届出は工事着手の7日前までに必要ですが、パソコンやスマートフォンで原則24時間手続きが可能です。また、電子申請を利用すれば、ステッカーは届出書の内容審査後にシステムからダウンロードするため基本的には来庁する必要がなくなり、送付された受付番号入りのステッカーを印刷し、汚損しないよう工事現場の見やすい位置に掲示してください。

※利用者登録をすれば過去に提出した内容や利用者情報を参照することができるため便利です。

※紙では提出できない土日届出日とすることも可能(詳細は裏面参照)ですが、年末年始等で7日以上連休となる場合は電子申請処理が着工日に間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

①下記 QR コードより

「岡山市 電子申請サービス」へアクセス

既登録者は ID とパスワードを入力して「ログイン」(ID を忘れた等の問い合わせは対応しかねます)

初めて利用する場合は右上の利用者登録よりメールアドレス等を登録しておくのがおすすめです。



③手続き説明が表示されるので内容確認後

「同意する」をクリック

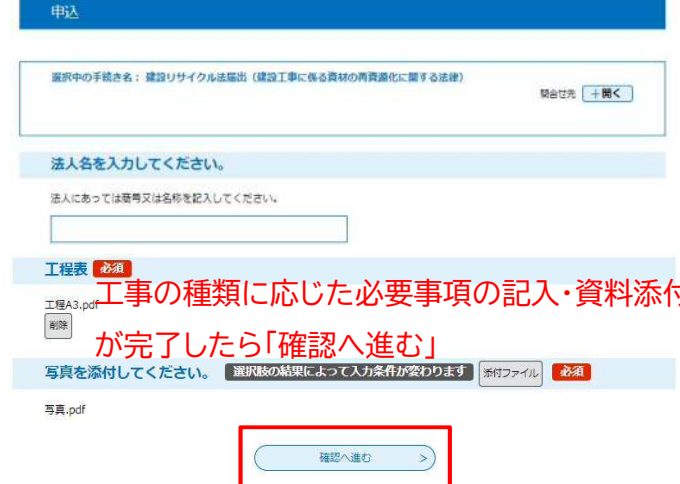


④電子申請の画面に必要事項を記入してください。

委任状・写真などの資料は PDF 形式のみアップロードが可能です。

※利用者登録をした法人情報は元請業者の欄に自動入力されます。

過去の申込から入力値を自動設定する 過去の申請を再利用する場合はこちら



②検索キーワードに『建設リサイクル法届出』を入力して検索 or 一覧から【建設リサイクル法届出(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)】を選択
※選択後のページをお気に入りに登録しておく次回以降の手続きがスムーズです。

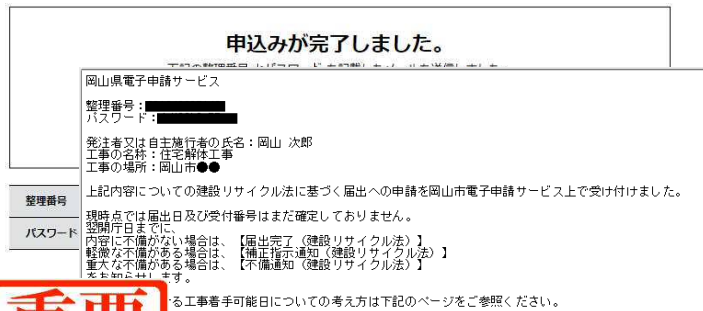
工場の種類に応じた必要事項の記入・資料添付が完了したら「確認へ進む」

裏面へ→

⑤ 申込確認画面で記入内容に間違いがないことを確認後「申込む」をクリック



⑥ 申込みが完了すると、登録したメールアドレスに電子申請サービス(到達通知)が届きます。
※この時点では**仮受付**となります。



【着手の7日前】の**届出日の考え方**は以下の通り

≪不備がない場合、軽微な修正がある場合≫

当初の電子申請日 = 届出日

例) 土曜日に電子申請が到達 → 翌開庁日に受付処理され、次の土曜日から着手可

例) 金曜日窓口受付終了後に電子申請が到達 → 翌開庁日に受付後、次の金曜日から着手可

※ただし、修正確認後にステッカーを交付する為、修正は着手予定日の前々日までに行うこと。

≪書類不足の場合≫

すべての書類が揃った日 = 届出日

		翌開庁日							
		土	日	月	火	水	木	金	土
		7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	工事着手日
電子申請 (届出日)	不備なし	届出完了通知							
	不備あり	修正指示通知		修正・再申請		修正・再申請は速やかに		届出完了通知	
	書類不足	再届出指示通知		不足分提出		不足資料が提出されてから7日後着手			

⑦ 翌開庁日に担当者が届出の内容を確認し、修正がなければ『届出ステッカー』が発行され、【届出完了通知】が届きます。修正がある場合には速やかに修正作業をしていただく必要があるため、申請をした翌開

庁日には送られてくる通知の内容の確認・修正をお願いします。

⑧ 【届出完了通知】が来たら、ログインした状態で電子申請サービスの「申込内容照会」画面から該当する届出の「詳細」をクリック

(補正指示があった場合も同じ場所から修正可能)

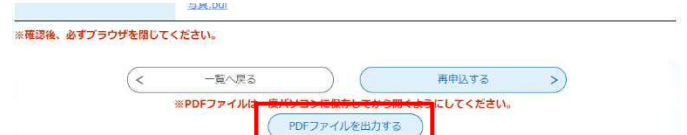


⑨ 返信添付ファイル欄より届出ステッカーがダウンロードできるため、ラミネート等汚損しないような工夫をして、工事現場の見やすい位置に掲示ください。

修正がある場合は伝達事項にその内容が記載されます。着手予定日の前々日までには修正ください。



⑩ ⑨の画面下部の「PDF ファイルを出力する」より届出様式の1枚目のみダウンロードができます。申請者用控えとしてご利用ください。



手続きは以上となります。

⑩ 内容の変更、取り下げ等の届出は「岡山市電子申請サービス」には**対応していません**。窓口で従来通り紙で提出してください。